

# 富良野市いじめ ZERO 推進基本方針

## はじめに

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、教育の根幹を揺るがす問題であり、決して許すことのできないことです。

富良野市においては「富良野市 ZERO 運動」推進の一環として、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるという認識のもと、全ての学校において、いじめの未然防止や早期発見・早期解消（以下「いじめ ZERO の推進」という。）に努めているところです。

しかしながら、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。児童生徒にかかわる保護者、地域住民等の大人が一体となって、いじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学び生活することのできる環境を整えるため「いじめ ZERO の推進」に取り組む必要があります。

この基本方針は、平成 26 年 10 月 1 日より施行した「富良野市いじめ ZERO 推進条例」に基づき、『全ては子どもたちのために』を合い言葉に、一人一人の尊厳を大切にし、多様性を認め相互に尊重しあう社会の実現のため、いじめを許さない文化と風土を社会全体でつくり、いじめの根絶に取り組むための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定しました。

なお、基本方針における学校とは富良野市立の小学校、中学校及び義務教育学校をいいます。

## 第 1 章 いじめ ZERO の推進の基本的な方向に関する事項

### 1. いじめの定義

- 1) 「いじめ」とは、一定の人的関係にある児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。
  
- 2) いじめに当たるか否かの判断については、次のとおりとします。
  - ① いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立つこと。
  - ② いじめを受けていても、子ども自身が否定するときがあることから、日頃から子どもの表情や様子をきめ細かく観察すること。

- ③ インターネット上での悪口などは、書かれた子どもがそのことを知らずにいるときは、いじめと同様に対応すること。

## 2. いじめ ZERO の推進に関する基本的な考え方

- 1) いじめは全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 2) 全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めます。
- 3) いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、並びにいじめを受けた児童生徒に非はないとの認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を根絶することをめざします。

## 3. いじめの内容

具体的な「いじめの態様」は、次のようなものがあります。

冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる  
仲間はずれ、集団による無視をされる  
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする  
金品をたかられる  
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする  
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする  
パソコンや携帯電話（スマートフォン）でのインターネット等を通じて行われる誹謗中傷や嫌なことをされる

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

## 4. 市及び教育委員会の責務及び役割

市及び教育委員会は、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互

の連携協力の下、社会全体でいじめ ZERO の推進及び解決を図るために必要な施策を推進します。

- 1) いじめの実態を的確に把握し、いじめの早期発見及び早期解消を図るため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるよう、学校に指導・助言します。
- 2) 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を充実するものとします。
- 3) いじめ ZERO の推進のための施策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、学校、家庭、地域社会、関係機関の連携強化及び支援、その体制整備を図ります。

#### 5. 学校及び学校の教職員の責務

学校においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める必要があります。校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチームとしての学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

- 1) 学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知します。
- 2) 学校は、子どもといじめの関係を「いじめを受ける」「いじめを行う」「いじめをはやしたてる」「いじめを傍観する」の4つと捉え、いじめを行うのはもとより、いじめの観衆・傍観についても「いじめ」であることを周知していきます。
- 3) 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど

組織的に対応します。

- 4) 学校は、いじめが生まれにくい環境をつくるため、児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程を支えていくよう働きかけるとともに、いじめの未然防止に資する常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導を推進します。
- 5) 学校は、児童生徒及びその保護者がインターネット等を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童生徒に対するモラル教育の充実に努めるとともに、保護者に対し啓発活動を行うこととします。
- 6) 学校は、いじめ **ZERO** の推進に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、関係者及び必要に応じて専門的知識を有する者により構成されるいじめ **ZERO** の推進のための「学校いじめ対策組織」を置くこととします。
- 7) 教職員は、児童生徒理解を深め、児童生徒及び保護者等との信頼関係の構築に努め、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりしません。
- 8) 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力を身に付けます。

## 6. 保護者の責務

保護者においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれます。

- 1) 保護者は、子どもの教育についての責任を第一に負うべき存在であることを自覚し、子どもがいじめを行うことがないように、規範意識や生命を大切にし、他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育等を行うよう努めます。
- 2) 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護することとします。

- 3) 保護者は、市や学校が行ういじめ防止等に関する様々な取組に対し、積極的に協力するよう努めます。
- 4) 保護者は、日頃から家庭において、生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して、その解消に努めます。
- 5) 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者・学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努めます。

#### 7. 市民及び事業者の取り組み

- 1) 地域において児童生徒と触れ合う機会を大切にし、登下校時等において地域全体で児童生徒を見守るとともに、児童生徒が健やかに成長できる環境づくりに努めます。
- 2) いじめやいじめの疑いを発見したときは、速やかに学校又は関係機関等に情報を提供します。
- 3) 地域においていじめと思われる様子や不安を感じた場合には、学校や保護者をはじめ関係団体等に連絡し、児童生徒の抱える問題の解消に努めます。

## 第2章 いじめ ZERO 推進のための対策の基本的方向

### 1. 富良野市いじめ ZERO 推進基本方針の策定

- 1) 市及び教育委員会は、いじめ ZERO の推進を総合的かつ効果的に推進するため「富良野市いじめ ZERO 推進基本方針」を定めます。
- 2) 基本方針においては、次に掲げる事項を定めます。
  - ①いじめ ZERO の推進の基本的な方向に関する事項
  - ②いじめ ZERO の推進の内容に関する事項
  - ③その他いじめ ZERO の推進に関する重要事項
- 3) 市及び教育委員会は、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化及びいじめ

ZERO の推進のための対策の効果に関する評価を踏まえ、定期的に基本方針の見直しを行います。

## 2. いじめ ZERO の推進のための組織の設置

### 1) 富良野市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、いじめ ZERO の推進に関係する機関及び団体の連携を図るため、いじめ防止対策推進法の規定及び不登校の防止、虐待防止、登下校時等の安全対策などについて、教育委員会・学校・PTA・関係機関団体などが連携して学校・家庭・地域でのネットワーク化を図り、日常的に情報交換を行い、迅速かつ的確に対応するために「富良野市いじめ問題対策連絡協議会」を教育委員会に設置する。

### 2) 富良野市いじめ問題対策連絡協議会は次の事業を推進します。

- ①いじめ ZERO の推進に関すること
- ②不登校対策に関すること
- ③登下校時の安全対策に関すること
- ④虐待防止対策に関すること
- ⑤いじめ ZERO の推進等の広報・啓発活動の推進に関すること
- ⑥いじめ ZERO の推進等の学校・家庭・地域の連携推進に関すること
- ⑦その他、目的達成のために必要な事業に関すること

### 3) 富良野市いじめ問題対策連絡協議会の委員は、次の機関・団体をもって組織します。

- ①富良野市校長会 ②富良野市PTA連合会 ③富良野高等学校
- ④富良野緑峰高等学校 ⑤富良野警察署 ⑥富良野保健所
- ⑦富良野医師会 ⑧人権擁護委員 ⑨連合町内会協議会 ⑩子ども会育成連絡協議会 ⑪要保護児童対策地域協議会 ⑫生徒指導連絡協議会
- ⑬富良野地方石油業協同組合 ⑭エクウエート富良野
- ⑮民生委員・児童委員協議会 ⑯こども未来課 ⑰家庭児童相談室 ⑱富良野市社会教育委員 ⑲富良野市教育委員会

## 3. 富良野市いじめ問題審議会の設置

(1) 教育委員会の附属機関として、富良野市いじめ問題審議会を設置し、学校におけるいじめの防止等に関する実態把握や施策及び取組について検証を行うとともに、重大事態が発生した場合は当該事案について調査を行うこととします。

(2) 富良野市いじめ問題審議会は、学識経験及び知見を有する者で、次の機関・団体より教育委員会が任命します。

- ①富良野市校長会 ②富良野市 PTA 連合会 ③富良野医師会
- ④人権擁護委員会 ⑤富良野保健所 ⑥民生委員・児童委員協議会
- ⑦スクールカウンセラー又は公認心理師

(3) 教育委員会は、審議会に特別な事項を処理するため必要があると認めるときは、特別委員を置くことができます。

### 第3章 いじめ ZERO の推進のために学校が実施する施策

#### 1. 学校いじめ ZERO 推進基本方針の策定

1) 学校は、いじめ防止対策推進法及び富良野市いじめ ZERO 推進条例に基づき、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ ZERO の推進に関する基本的な方針を策定します。

2) 学校いじめ ZERO 推進基本方針は、在籍する児童生徒やその保護者からの意見を聴きながら策定し、学校のホームページなどで公開します。

3) 学校は、学校いじめ ZERO 推進基本方針について、定期的に点検及び評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

#### 2. 学校におけるいじめ ZERO の推進のための組織

学校は、当該市立学校におけるいじめ ZERO の推進等を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ ZERO の推進の対策のための「学校いじめ対策組織」を置きます。

#### 3. 学校におけるいじめ ZERO の推進のための取組

いじめが生まれにくい環境をつくるため、学校において、人権が尊重され、安心して過ごせるとともに、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができるような取組等、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育を行います。

### 第4章 重大事態への対処

#### 1. 重大事態の定義

1) 重大事態の定義については、いじめ防止対策推進法第 28 条に規定されているとおり、次のとおりとします。

①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2) ①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・児童生徒が自殺を図った、自殺を図ろうとした場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などが該当します。

3) ②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

2. 学校は、児童生徒に上記 1 の重大事態が発生した疑いがあると認める場合及び学校に在籍する児童生徒又はその保護者から当該学校に対して当該児童生徒に重大事態が発生し、又は発生した疑いがあるとの申立てがあったときには、教育委員会に報告するものとします。

重大事態の発生時は、まだその重大事態の概要の把握も難しく、いじめによるものかどうかさえ判断できないことも予測されることから、平素から疑いのある事案について、早い段階で教育委員会に報告・相談するように努めなければならない。

3. 学校から重大事態の報告を受けた場合、教育委員会は市長及び北海道教育委員会に報告し、当該重大事態に対処するとともに、その事案の調査を行う主体を学校とするか教育委員会とするかについて、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の要望などを踏まえ、判断します。

1) 学校が主体となって行う場合

教育委員会は、学校に対して、指導や人的措置も含めた支援を行います。

2) 教育委員会が主体となって行う場合

学校主体の調査では、十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は、教育委員会が



主体となって行います。

#### 4. 調査を行うための組織について

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、速やかにその下に組織を設け、調査を行います。

○学校における組織・・・各学校の学校いじめ対策組織

○教育委員会における組織・・・富良野市いじめ問題審議会（法第 28 条第 1 項に基づく調査を行う機関）

この組織については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成し、調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

#### 5. 事実関係を明確にするための調査の実施

事実関係を明確にし、同種の事態の再発を防止することを目的として、調査を実施します。

1) 事実関係の調査は、次の 3 点を中心に速やかに行い、可能な限り明確にするよう努めます。

- ①いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から、どのような態様で行われたか
- ②いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ③学校・教職員がどのように対応したか

2) 調査を実りあるものにするために、以下の点を大切にします。

- ・たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合うこと
- ・いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合はいじめられた児童生徒から、不可能な場合は、その保護者から十分に意見等を聴き取ること
- ・在籍児童生徒や教職員に対する質問紙等による調査や聴き取り調査などを行うこと
- ・児童生徒の安全を最優先し、事実関係の確認と指導を行い、いじめ行為を速やかに止めること
- ・いじめられた児童生徒に継続的なケアを行い、学校生活復帰の支援や学習支援等を行うこと
- ・文部科学省の、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月）に基づき、事案の重大性を踏まえて、適切に対応に当たること
- ・自殺の背景調査にあたっては、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成 26 年 7 月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とすること

- ・ 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくこと
- ・ 調査を行う組織については、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めること
- ・ 情報発信や報道対応は、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行うこと

## 6. 調査結果の提供及び報告（法第 28 条第 2 項）

- 1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供します。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

- 2) 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会が市長に報告します。また、教育委員会会議において議題として取り扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討します。（学校が主体となって調査を実施した場合も、教育委員会を通じて市長に報告します。）いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出します。

## 7. 事後の再発防止の取組

教育委員会及び学校は、上記の調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行い、当該重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

## 8. 調査結果の公表、公表の方法等の確認

いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、市又は教育委員会及び学校として、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければできるだけ公表することとします。その際に、市又は教育委員会及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととし、調

査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表内容についていじめを受けた児童生徒やその保護者と確認します。

また、公表する場合は、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り事前に調査結果を報告することとします。

#### 9. 市長による再調査（法第30条第2項）

教育委員会から重大事態の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに、報告結果について再調査を行うことができます。

#### 10. 再調査を行うための組織について

再調査は、公平性・中立性をはかるため、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成する「富良野市いじめ調査委員会」を設置して行います。

#### 11. 再調査結果の報告

「富良野市いじめ調査委員会」は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。また、情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとしします。

また、市長は、再調査を行ったときは個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告します。

## 第5章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

### 1. 調査結果等の資料の保存について

いじめに関する調査結果等の資料については、市、教育委員会が定める文書管理における諸規則に従い、適切に取り扱うものとしします。

### 2. 基本方針の見直しについて

本基本方針は、富良野市ホームページで公表し、いじめ問題対策連絡協議会又はいじめ問題審議会において必要があると認められるときは、改善のための見直しを実施します。内容に変更があった場合は、ホームページ等を活用し、遅滞なく市民に周知します。

平成27年2月12日教育委員会決定  
令和3年11月25日 一部改定  
令和5年7月25日 一部改定